

被告は、第三者委員会の調査結果を踏まえ、平成29年度及び平成30年度医学科入学試験について、改めて合否判定を実施し、合格していた可能性があったのに不合格と判定されていた受験生に関しては、平成31年度の入学申込者としての地位を付与したほか、今後も誠意をもって対応していく所存である。

しかしながら、本件得点調整によっても合否に影響がなかった受験生、すなわち本件得点調整の有無にかかわらず不合格であった受験生である対象消費者目録記載「1」及び「2」の対象消費者については、原告の主張するような債務不履行ないしは不法行為は存在せず、また相当因果関係がある損害が発生しているとは認められない。

なお、入学試験を実施する際には試験問題の作成、実施、採点その他事務手続費用等にコストを要するため、入学検定料等をもって充てているところであるが、かかる入学検定料等相当額までを返還するとなれば、被告が設置する本大学や病院の収入によって賄う他なく、本大学に在学する学生及び付属病院の患者といった消費者に対しても重大な影響を与えるもの

(3) 「得点調整が説明されていれば受験しない」とはいえないこと

上記(1)記載の原告の主張は、「本件得点調整が説明されていれば、対象消費者は本大学を受験しなかった」ことを前提とするものと理解できるが、このような前提は存在しない。

この点に関して、原告は、「属性上、自分が不利益に扱われる…ことを知りながら、一定の費用負担のもと、貴重な時間を使ってまで、被告の入学試験を受験する消費者は基本的に存在しない」(原告準備書面

(1) 第1. 2 (3) ) 等と主張する。

しかしながら、たとえ、本件得点調整が説明されたとしても、女性、多浪生などを完全に排除するものではなく、女性、多浪生なども合格基準に達すれば合格するのであるから、それを目指して受験することは当然に考えられるところである。

仮に、ある大学を受験する動機が、当該大学へ入学することであれば、その合格の可能性が完全に排除されない限り、当該大学を受験するのが通常である。原告の主張は、およそ医学部であれば一律・同様の受験動機を有していることを前提としているのかもしれないが、建学の精神や校是・校風その他の大学の特性を全く考慮しないものであり、失当である。実際に、男女別にそれぞれ定員を設け、女性の定員を男性よりも少なくする学校は存在するし、受験可能年齢に制限を設ける学校や、受験回数に制限を設ける試験（例えば、現在の司法試験）や受験回数が少ない受験生を優遇する試験（例えば、旧司法試験における「丙案」）もあり、このような取扱いであっても受験者は存在しているので、「得点調整が説明されていれば、受験しない」ということはいえない。

この点を措くとしても、出願の動機は様々であり、少なくとも原告側が主張するような「自己に有利か不利か」という基準のみで受験する大学を選定しているわけではない。受験生がどの大学への入学を希望するかについては、その大学の建学の精神や校風・教育内容や質、学費、大学の立地等、多様な考慮要素がある中で、受験生がその主観により判断するものであり、どの点が重視されるかは一概にはいえない。それこそ、本大学の場合には、「自主自学」という建学の精神に基づき自主性を重んじた医学教育を実施していることや、校是としての「正義・友愛・奉仕」、旧設医科大学のひとつであること、さらには新宿という立

地のよさを重視して入学を希望する受験生も多くいるものと思われるところである。他の動機としては、他大学入試に向けた「腕試し」等も考えられる。

したがって、本件得点調整が説明されていれば、対象消費者が本大学を受験しなかったとはいえないことは明らかである。

(4) 本大学を受験しても他の医学部を受験できたこと

訴状第4.2(3)の記載趣旨は判然としないが、①説明義務の根拠として、受験日程が重なる他大学の存在を主張している、または②「得点調整が説明されていれば、対象消費者は本大学を受験しない」ことの原因として、本大学を受験しなければ他の医学部を受験できたことを挙げている、のいずれかであると考えられる。

しかしながら、①については、被告に説明義務がないことは上記(2)において主張したとおりである。また、②については、どの大学に入学を希望するかは、上記(3)に記載のとおり様々な事情によるものであるから、仮に本大学と試験日程が重なる他大学があったとしても、本件得点調整が説明されていた場合に、受験生が必ず本大学を受験せず、他大学を受験していたとは言えない。

なお、2018年度(平成30年度)においては、本大学と同一日程(平成30年2月3日)の大学は、翌4日との「選択」であり、翌4日に受験することができるため(甲7の1)、本大学を受験した結果、受験できなくなった大学があるわけではない。2017年度(平成29年度)も同様である(甲7の2)。

(5) 以上より、被告に、本件得点調整の説明義務は存在せず、また本件得点調整が説明されていれば、対象消費者が本大学を受験しなかったとはいえないのであって、原告の主張は認められない。